


令和7年9月24日

件名	市立小・中学校で「ラーケーション制度」を導入します
内容	<p>令和7年10月1日から、市内の小・中学校に在籍する全ての児童・生徒を対象に「ラーケーション<sup>※</sup>制度」を導入します。</p> <p>この制度は、児童・生徒が平日に自主的な学習活動に取り組むことで登校ができなかった場合でも欠席扱いにしないという制度で、当該学習活動を推進する狙いがあります。</p> <p>児童・生徒が平日に保護者等と共に校外で体験的・探究的な活動を行うことにより、自ら学び、課題を発見し解決する力を育成するとともに、こどもと保護者がじっくりと向き合う大切な時間を生み出す契機となり、家庭内のコミュニケーションを深めることにもつながります。</p> <p>※「ラーニング（学び）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた言葉。学校を休んで家庭や地域での体験を学びにつなげる取り組みのこと。</p>
問い合わせ	桜井市教育委員会 学校教育課 0744-42-9111 内線 8151
<p>この取り組みは、SDGsの17のゴールのうち、特に4番に貢献するものと考えています。</p> <p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b> </p>	

## 桜井市立学校「ラーケーション制度」の概要

### 対象者

桜井市立小・中学校に在籍する全児童・生徒

※取得不可日あり

### 導入日

令和7年10月1日

### 取得可能日

1日単位で、年度内に最大5日(令和7年度は最大3日)取得可能(連続取得可)。

### 活動内容(推奨する活動)

- 地域探訪・自然体験
- 博物館・美術館などの見学
- 地域行事参加・ボランティア活動
- 調べ学習・レポート作成 など

### その他

- 「ラーケーション制度」を活用した日の学習内容は、各家庭での自学自習で補完
- 「ラーケーション制度」を活用した日は、「欠席」ではなく「出席停止」の取り扱い
- 「ラーケーション制度」を活用した日に発生した事故等は、各学校で加入している保険の対象外